

問1 閣議を構成し、内閣の各部門の責任者として行政を担当する人たちを何という？

1. 国務大臣                      2. 地方公務員                      3. 国家公務員                      4. 特別職

問2 司法権の最高機関であり、すべての裁判の最終的な判断を下す裁判所を何という？

1. 簡易裁判所                      2. 家庭裁判所                      3. 終審裁判所                      4. 地方裁判所

問3 衆議院が内閣に対して、その職務の遂行を認められないと意思表示する決議を何という？

1. 内閣不信任決議                      2. 予算の議決                      3. 条約の承認                      4. 法律案の議決

問4 予算の議決において、衆議院と参議院の意見が一致しない場合に衆議院の議決が優先されることを何という？

1. 両院協議会                      2. 衆議院の優越                      3. 予算の先議権                      4. 不信任の議決

問5 衆議院が解散されている期間に、緊急の必要がある場合、参議院が内閣の求めに応じて開くことができる集会を何という？

1. 臨時会                      2. 特別会                      3. 緊急集会                      4. 通常会

問6 誤判を防ぎ、慎重な裁判を行うために、同じ事件を3回まで裁判できる仕組みを何という？

1. 弾劾裁判                      2. 参審制                      3. 陪審制                      4. 三審制

問7 衆議院で可決されると、内閣は衆議院を解散するか総辞職しなければならない決議を何という？

1. 予算案                      2. 法律案                      3. 内閣不信任案                      4. 決議案

問8 最高裁判所に対する申し立てにおいて、原判決の破棄を求める理由となる最大の根拠を何という？

1. 法律解釈                      2. 事実誤認                      3. 量刑不当                      4. 憲法違反

問9 日本において、誤判を防ぎ慎重な審理を行うために採用されている、3回まで裁判を受けられる制度全体を何という？

1. 三審制                      2. 弾劾裁判                      3. 陪審制                      4. 参審制

問10 裁判所が他の国家機関から干渉されず、公平に法に基づいて判断を行う権利を何という？

1. 行政権の行使                      2. 司法権の独立                      3. 立法権の強化                      4. 裁判官の罷免

問11 内閣が天皇の国事行為に対して行う、形式的あるいは儀礼的な同意を与える行為を何という？

1. 解散の権限                      2. 助言と承認                      3. 弾劾の権限                      4. 指名の権限

問12 裁判官が職務にふさわしくない行為をした場合に、国会が設置して罷免するかどうかを判断する裁判を何という？

1. 行政裁判                      2. 刑事裁判                      3. 弾劾裁判                      4. 民事裁判

問13 法律が憲法に違反しているかどうかを最終的に判断する権限を持ち、「憲法の番人」と呼ばれる日本の司法機関を何という？

1. 最高裁判所                      2. 簡易裁判所                      3. 高等裁判所                      4. 家庭裁判所

問14 法律が有効になるために必要な、天皇が行う公的な周知の手続きを何という？

1. 改正                      2. 公布                      3. 施行                      4. 制定

問15 通常国会において、最優先で行われる新年度の収入と支出に関する審議・議決の対象を何というか？

1. 法律案                      2. 予算                      3. 条約                      4. 決算

問16 衆議院の任期満了前に、内閣の助言と承認により衆議院議員全員の資格を失わせ、選挙を行うことを何という？

1. 罷免                      2. 召集                      3. 解散                      4. 否決

## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> 国務大臣	内閣総理大臣によって任命され、閣議に参加して政府の方針を決定します。過半数は国会議員でなければならぬと定められており、民主的な統制を受けています。各大臣はそれぞれ担当する省庁を率いて政策を実行します。
問2	<b>答え 3</b> 終審裁判所	最高裁判所は事件の事実関係だけでなく、憲法解釈や法律適用の誤りがないかを最終的に確認します。最高裁が出した結論は「判例」として、その後の他の裁判所での判断基準となり、法の統一的な運用に大きく貢献します。
問3	<b>答え 1</b> 内閣不信任決議	衆議院のみが持つ権限で、内閣の運営が不適切であると判断された際に可決されます。可決された場合、内閣は10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければなりません。これにより国会は内閣をコントロールし、政治の責任を明確にする役割を果たしています。
問4	<b>答え 2</b> 衆議院の優越	衆議院の優越とは、憲法で定められた衆議院が持つ強い権限です。予算の議決において両院が不一致の場合、両院協議会を経ても結論が出なければ、衆議院の議決が国会の議決となります。また、内閣総理大臣の指名や条約の承認についても同様の優越が認められています。衆議院の方が任期が短く、解散もあるため、国民の意見の変化に敏感であるという点が根拠となっています。
問5	<b>答え 3</b> 緊急集会	緊急集会は、衆議院が解散されている期間中に、国に緊急の必要がある場合に限り召集される会議です。内閣の要求により参議院のみで開催されます。そこで採られた措置は、次の国会が召集された後、10日以内に衆議院の同意を得なければ、将来に向かって効力を失うという暫定的な性格を持っています。
問6	<b>答え 4</b> 三審制	第一審、控訴審（第二審）、上告審（第三審）の3段階で審理が行われます。これにより、下級裁判所の判決に誤りがある場合でも、上級裁判所で正すことができます。特に、重大な人権侵害や事実誤認を防ぐための重要な手続きです。
問7	<b>答え 3</b> 内閣不信任案	衆議院でこの決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職しなければなりません。これは、立法権と行政権の密接な関係を示す仕組みです。
問8	<b>答え 4</b> 憲法違反	最高裁判所への上告は、事実の認定を争うものではなく、法律の解釈や適用の誤りを正すためのものです。特に、判決が憲法の規定に反している「憲法違反」や、過去の重要な裁判の判断（判例）に違反していることが、上告の主要な理由となります。
問9	<b>答え 1</b> 三審制	原則として第一審、第二審（控訴審）、第三審（上告審）の3段階で構成されます。段階ごとに、より上位の裁判所が関与することで、権力の濫用や誤りを防ぎます。
問10	<b>答え 2</b> 司法権の独立	裁判官は、憲法と法律にのみ従い、自身の良心に従って独立してその職権を行使します。行政や国会からの干渉を受けないことで、国民の権利を守り、法による公正な紛争解決を可能にします。
問11	<b>答え 2</b> 助言と承認	日本国憲法第3条により、天皇が行う国事行為（法律の公布や国会の招集など）には、内閣の助言と承認が必要とされています。これにより、天皇の行為に対する責任は内閣が負うこととなります。
問12	<b>答え 3</b> 弾劾裁判	衆議院と参議院の議員で構成される「裁判官弾劾裁判所」で行われます。国会の裁判官訴追委員会から訴追された裁判官について、公職にふさわしいかどうかを審理し、罷免の判決を下すことができます。
問13	<b>答え 1</b> 最高裁判所	最高裁判所は全ての裁判所が持つ違憲審査権の最終判断を下す機関です。具体的な事件についてのみ法律が憲法に違反していないかを判断し、違反している場合は法律を無効にできます。
問14	<b>答え 2</b> 公布	公布とは、国会で議決され内閣が受け取った法律を、国民に対して「このような法ができた」と公的に知らせることです。日本国憲法では天皇が国事行為としてこれを行います。予算は国の活動方針であり法律とは性質が異なるため、この公布という手続きを経ることなく、国会での議決をもって成立となります。
問15	<b>答え 2</b> 予算	1月に召集される通常国会では、4月から始まる新年度に向けた予算案の審議が最優先で行われます。衆議院から先に審議を行い、次に参議院へ送られるのが一般的です。
問16	<b>答え 3</b> 解散	内閣総理大臣の助言と承認に基づき、天皇の国事行為として行われます。解散が行われると、衆議院議員は全員その地位を失い、40日以内に総選挙が実施されます。これにより、政権に対する国民の審判を下すことが可能となります。